

「仕事と家庭の両立支援」に係る取組みについて

社員が能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定します。

1 計画期間

2023年4月1日～2025年3月31日までの2年間

2 現状及び課題

- 男女問わず育児休業の取得率を高めていくことが必要
- 昨今の働き方の変化に対応し、日々の業務の中で育児・介護に関わる社員の生産性を向上させるための制度が必要
- 法定の年次有給休暇の取得日数は満たしているが、個人差が大きい

3 目標及び対策

目標1：計画期間内に育児休業の取得率を80%以上にする

<対策>

2023年4月～ 各部署における育児休業取得者の業務カバー体制の検討
育児休業取得者に社内報や会議の情報を提供する

目標2：在宅勤務の制度化

<対策>

2023年4月～6月	在宅勤務の基本的な考え方の整理
2023年7月～9月	規程の策定
2023年10月	制度の施行
2024年3月～	制度の見直し

目標3：社員全員が年次有給休暇を6日以上取得する。

<対策>

2023年5月 年次有給休暇の時季指定を実施。業務の目標設定を上司・部下で確認して遂行する。
2023年7月～ 半期ごとに社内会議で課の取得日数を報告